

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-130324(P2020-130324A)

【公開日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2020-035

【出願番号】特願2019-24401(P2019-24401)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に起因して、抽出した数値データに基づき、遊技者にとって有利な特別遊技に移行するか否かの当否判定を所定の当選確率にて実行する当否判定手段と、

前記当選確率が異なる予め定められた複数種類の設定値内の任意の何れかに設定可能な設定値セット手段と、

前記設定値セット手段により設定された設定値が前記予め定められた複数種類の設定値以外の値であるか否かに因って不正があるか否かの不正判定を行う不正判定手段と、を備えた遊技機において、

前記不正判定手段は、少なくとも前記当否判定時には前記不正判定を行い、

前記不正判定により不正があるとの判定であれば、前記当否判定の結果が当選となることを阻止する当たり阻止制御手段と、不正がある旨を警告する不正警告手段と、を具備することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

請求項1に記載の本発明は、所定条件の成立に起因して、抽出した数値データに基づき、遊技者にとって有利な特別遊技に移行するか否かの当否判定を所定の当選確率にて実行する当否判定手段と、

前記当選確率が異なる予め定められた複数種類の設定値内の任意の何れかに設定可能な設定値セット手段と、

前記設定値セット手段により設定された設定値が前記予め定められた複数種類の設定値以外の値であるか否かに因って不正があるか否かの不正判定を行う不正判定手段と、を備えた遊技機において、

前記不正判定手段は、少なくとも前記当否判定時には前記不正判定を行い、

前記不正判定により不正があるとの判定であれば、前記当否判定の結果が当選となるこ

とを阻止する当たり阻止制御手段と、不正がある旨を警告する不正警告手段と、を具備することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本明細書において参考として開示する第1開示発明に係る遊技機は、所定条件の成立に起因して、抽出した数値データに基づき、遊技者にとって有利な特別遊技に移行するか否かの当否判定を所定の当選確率にて実行する当否判定手段と、

前記当選確率が異なる複数種類の設定値の内の任意の何れかに設定可能な設定値セット手段と、

前記設定値セット手段により設定された前記当選確率に係る設定内容が不正な内容でないか否かの不正判定を行う不正判定手段と、を備えた遊技機において、

前記不正判定手段は、少なくとも前記当否判定時には前記不正判定を行い、

前記不正判定により不正な内容との判定であれば、前記当否判定の結果が当選となることを阻止する当たり阻止制御手段を具備することを特徴とする。

本明細書において参考として開示する第2開示発明は、第1開示発明の遊技機において、

始動口への入球に基づいて前記数値データの抽出を行う数値データ抽出手段と、前記抽出した数値データを保留記憶として記憶する保留記憶手段と、を備え、

前記不正判定手段は、前記数値データの抽出時に前記不正判定を行い、

前記当たり阻止制御手段は、前記不正判定により不正な内容との判定であれば、当選となる数値データ以外の数値データを前記保留記憶として前記保留記憶手段に記憶させることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本明細書において参考として開示する第3開示発明は、第1開示発明の遊技機において、

始動口への入球に基づいて前記数値データの抽出を行う数値データ抽出手段と、前記抽出した数値データを保留記憶として記憶する保留記憶手段と、を備え、

前記不正判定手段は、前記数値データの抽出時に前記不正判定を行い、

前記当たり阻止制御手段は、前記不正判定により不正な内容との判定であれば、前記数値データを前記保留記憶として前記保留記憶手段に記憶させないことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本明細書において参考として開示する第4開示発明は、第1開示発明乃至第3開示発明のいずれか1開示発明の遊技機において、

前記数値データに係る当否判定に基づいて変動表示し、該変動表示の後に前記当否判定の結果に対応した確定図柄で停止表示して結果を報知する特別図柄と、

普図始動口への入球に基づいて普通図柄判定確率により普通図柄当たりとするか否かの

普通図柄当たり判定を行う普通図柄当たり判定手段と、を備え、

前記普通図柄判定確率は、複数種類の前記設定値の何れであっても同じ確率に設定されており、

前記不正判定手段は、前記普図始動口への入球時又は前記普通図柄当たり判定時に前記不正判定を行うことを特徴とする。